

## 『社会関連会計研究』投稿規程

2005年5月10日施行  
2010年11月20日改訂  
2018年1月7日改訂  
2019年11月2日改訂

- 第1条 『社会関連会計研究』（以下「本誌」という）に投稿できる者は、本学会正会員、博士課程（後期）の学生会員とする。ただし、共同論文の場合、本学会正会員1名が含まれていれば、他の執筆者は非学会員もしくは博士課程（前期）の学生会員でも可とする。
- 第2条 本誌は、各年度に1号を発行する。
- 第3条 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
- 第4条 本誌には次の記事を掲載する。
- 一 研究論文
  - 二 記念講演
  - 三 スタディ・グループ報告
  - 四 書評（学会員の著書に限る）
  - 五 会長挨拶（発刊に寄せて）、学会役員名簿、編集委員会名簿、編集関係規定等
  - 六 その他、編集委員会の定めるもの
- 第5条 本誌に掲載する研究論文は、日本語およびその英訳のキーワードを付するものとする。
- 第6条 本誌には英語の目次を付す。
- 第7条 本誌に掲載する研究論文は和文または英文とし、未発表のものに限る（ただし口頭発表はこの限りでない）。
- 第8条 本誌に研究論文を投稿しようとする者は、編集委員会が定める本誌執筆要領に従い作成した原稿を、提出期限までにEメールもしくは学会Webページを通じて編集長宛に送付するものとする。
- 第9条 投稿された原稿（研究論文）については査読を行い、採択および加筆修正の必要性を決定する。なお編集委員会は、採択された原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
- 第10条 加筆修正が必要とされた原稿を再提出する際には、可能な限り訂正箇所について説明した文書を添付するものとする。
- 第11条 執筆者による校正は2校までとする。校正の際の大幅な内容修正は原則として認められない。
- 第12条 掲載研究論文の抜刷りは、初校の提出時に必要部数を申し込むものとする。その経費は、原則として執筆者の負担とする。
- 第13条 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。
- 第14条 本誌に掲載された研究論文の著作権は本学会に帰属する。著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理するものとする。また、他の出版物等に転載する場合は事前に編集委員長宛に申請し、本学会の許可を得るものとする。